（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十の二　五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～九　略］

［2　略］

3　五・二GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　前条第三号イ、ロ、ホ（表エの項及び表オの項に掲げるものを除く。）、ヘ、リ及びル(1)に掲げるものを除く。）に掲げる条件に適合すること。

二　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHz

(2)　占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合

五、一九〇MHz又は五、二三〇MHz

(3)　占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合

五、二一〇MHz

三　送信装置の空中線電力は、前条第三号ト（表ウの項に掲げるもののうち、占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下のもの及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものを除く。）に掲げる条件に適合すること。

四　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、前条第三号チ（表アの項に掲げるもののうち、占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下のもの及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものを除く。）に掲げる条件に適合すること。

五　携帯基地局にあつては、他の無線局から制御されることなく送信を行うとともに、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うこと。

六　携帯局にあつては、他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うもの又は携帯基地局若しくは他の携帯局からの制御を受けて当該携帯基地局又は他の携帯局と通信するものであること。

七　識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を備えるものであること。

八　前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十の二　［同上］

［一～九　同上］

［2　同上］

［新設］